

国空乗第 431 号	平成 17 年 2 月 14 日
国空乗第 470 号	平成 18 年 2 月 8 日 (一部改正)
国空乗第 335 号	平成 18 年 10 月 20 日 (一部改正)
国空乗第 621 号	平成 21 年 3 月 9 日 (一部改正)
国空乗第 634 号	平成 22 年 3 月 31 日 (一部改正)
国空乗第 128 号	平成 23 年 6 月 29 日 (一部改正)
国空航第 1071 号	平成 25 年 3 月 29 日 (一部改正)
国空航第 1159 号	平成 26 年 3 月 31 日 (一部改正)
国空航第 400 号	平成 27 年 10 月 19 日 (一部改正)

#### 航空整備士技能証明に係る経歴について

次の各号に掲げる者の有する航空機の整備の経験にあつては、それぞれ当該各号に掲げる期間の経験を航空法施行規則別表第二に規定する経験と認める。

1. 航空運送事業者、航空機使用事業者その他航空機整備を受託する会社に整備要員として雇用された者：

整備に従事した期間（整備の実習等を含む教育訓練の期間を含む。）

2. 航空機の使用人で自ら整備に従事した者又は航空機の使用人に整備要員として雇用された者：

整備に従事した期間

3. 滑空機のクラブ等に所属し、整備要員として整備に従事した者：

整備に従事した期間

4. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）又は指定航空機整備訓練課程の教官要員として雇用され、実技教官業務に従事した者：

実技教官業務に従事した期間

5. 旧資格の三等航空整備士に係る指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の所定の課程を修了した者：

1 年

6. 乗員課長により旧経歴認定施設として認定された専門学校の所定の課程を修了した者：

1 年

7. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の専門学校等において、所定の課程を修了した者（所定の教育科目は全て履修し、技能審査に合格していない者を含む）、又は指定航空機整備訓練課程の専門学校等において、所定の課程を修了した者：

次表により運航安全課長が認めた期間

7-1. 指定航空従事者養成施設（テストコースを含む。）の専門学校等において所定の課程を修了した者（所定の教育科目は全て履修し、技能審査に合格していない者を含む）に対する整備の経験を次のとおり定める。

指定課程	訓練期間	整備の経験		
		発効時期	航空機の種類	認める期間
中日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
中日本航空専門学校 二等航空運航整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成15年 4月以降	回転翼航空機 N類	2年
国際航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
千葉職業能力開発短期大学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	2年
国際航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
国際航空専門学校 二等航空運航整備士 回転翼航空機 課程	2年	平成16年 4月以降	回転翼航空機 N類	2年
日本航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	2年
中日本航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	3年
中日本航空専門学校 二等航空整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成16年 4月以降	回転翼航空機 N類	3年
東日本航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	3年	平成19年 4月以降	飛行機 N類	2年
日本航空大学校 一等航空運航整備士 飛行機（YS-11） 課程	3年	平成21年 4月以降	飛行機 T類	2年

中日本航空専門学校 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程	3年	平成22年 4月以降	飛行機 T類	2年
日本航空専門学校 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程	3年	平成22年 4月以降	飛行機 T類	2年
国際航空専門学校 二等航空整備士 回転翼航空機 課程	3年	平成22年 4月以降	回転翼飛行機 N類	3年
国際航空専門学校 一等航空運航整備士 飛行機(B767) 課程	3年	平成25年 4月以降	飛行機 T類	2年
崇城大学 二等航空整備士 飛行機 課程	3年	平成26年 4月以降	飛行機 N類	3年
大阪航空専門学校 二等航空運航整備士 飛行機 課程	2年	平成27年 4月以降	飛行機 N類	2年
東日本航空専門学校 二等航空整備士 飛行機 課程 (テストコース)	3年	平成30年 4月以降	飛行機 N類	3年

7-2. 航空機整備訓練課程の指定を受けた専門学校等において、所定の課程を修了した者に対する整備の経験を次のとおり定める。

指定課程	訓練 期間	整備の経験		
		発効時期	航空機の種類 又は業務の種類	認める 期間
成田つくば航空専門学校 航空整備学科 メカニックコース	2年	平成15年 4月以降	飛行機 N類	1年
東日本航空専門学校 航空機整備科	3年	平成16年 4月以降	飛行機 N類	1年
宮崎ユニバーサル・カレッジ 航空工学科	3年	平成17年 4月以降	飛行機 N類	1年
大阪航空専門学校 航空整備士学科 整備訓練コース	2年	平成18年 4月以降	飛行機 N類	1年
日本航空大学校 航空整備科	3年	平成20年 4月以降	飛行機 T類	1年

日本航空専門学校 航空整備科 システムコース	3年	平成21年 4月以降	電気装備品	1年
崇城大学 工学部 宇宙航空システム工学科 航空整備士コース	3年	平成22年 4月以降	飛行機 N類	1年
第一工業大学 工学部 航空工学科 航空整備士資格コース	3年	平成29年 4月以降	飛行機 N類	1年

附則

1. 平成14年5月1日付け国空乗第2004号および平成14年5月9日付け国空乗第2005号は廃止する。